

離島・中山間地域における介護福祉士資格取得（実務経験ルート）促進事業実施要領

（目的）

第1条 離島・中山間地域（島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年3月12日島根県条例第24号）第2条の規定に基づき規則で定められた区域）で現に介護サービスに従事する職員が介護福祉士国家試験の受験要件である実務者研修を離島・中山間地域で受講するため、離島・中山間地域での通信制実務者研修のスクーリング開催に必要な経費を助成することにより、離島・中山間地域での介護福祉士の資格取得を促進し、もって、介護サービスの向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、通信制の実務者研修を実施する県内の介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」という。）とする。

（事業内容）

第3条 本事業の対象となる事業は、養成施設が実施する以下の事業とする。

（1）離島・中山間地域におけるスクーリング

離島・中山間地域において実施する、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの演習

（2）スクーリングの実施に向けた広報

離島・中山間地域において実施する、説明会等によるスクーリングについての広報

（対象経費）

第4条 本事業の補助費算定の基となる対象経費は、スクーリング等の実施にかかる以下の経費の合計額とする。原則として、補助対象となる実務者研修は、スクーリング会場が養成施設の所在する市町村で実施する場合を除く。

①旅費

②宿泊費

③役務費（通信費、運搬費、広告費）

④会場使用料

⑤需用費（印刷費等）

（経費の負担）

第5条 この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、知事が別に定める「福祉人材確保対策支援事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附則 本要領は、平成27年1月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附則 本要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附則 本要領は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度の事業から適用する。